

かかりつけ医から腎臓専門医・専門医療機関への紹介基準

平成 30 年 7 月 12 日付健発 0712 第 1 号 厚生労働省健康局長通知
「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」について より抜粋

かかりつけ医から腎臓専門医・専門医療機関への紹介基準 (作成:日本腎臓学会、監修:日本医師会) 平成30年2月27日に日本糖尿病学会および日本糖尿病学会HPに公開				
原疾患	蛋白尿区分	A1	A2	A3
糖尿病	尿アルブミン定量 (mg/日) 尿アルブミン/Cr比 (mg/gCr)	正常	微量アルブミン尿	顕性アルブミン尿
		30未満	30～299	300以上
高血圧 腎炎 多発性嚢胞腎 その他	尿蛋白定量 (g/日) 尿蛋白/Cr比 (g/gCr)	正常 (-)	軽度蛋白尿 (±)	高度蛋白尿 (+～)
		0.15未満	0.15～0.49	0.50以上
		正常または高値	血尿+なら紹介、 蛋白尿のみならば生活指導・診療継続	紹介
		正常または軽度低下	血尿+なら紹介、 蛋白尿のみならば生活指導・診療継続	紹介
		軽度～中等度低下	40歳未満は紹介、 40歳以上は生活指導・診療継続	紹介
GFR区分 (mL/分/ 1.73m ²)	G1	≥90	紹介	紹介
	G2	60～89	紹介	紹介
	G3a	45～59	紹介	紹介
	G3b	30～44	紹介	紹介
	G4	15～29	紹介	紹介
G5	末期腎不全	<15	紹介	紹介

上記以外に、3ヶ月以内に30%以上の腎機能の悪化を認める場合は速やかに紹介。
上記基準ならびに地域の状況等を考慮し、かかりつけ医が紹介を判断し、かかりつけ医と専門医・専門医療機関で逆紹介や併診等の受診形態を検討する。

腎臓専門医・専門医療機関への紹介目的(原疾患を問わない)

1) 血尿、蛋白尿、腎機能低下の原因精査。
2) 進展抑制目的の治療強化 (治療抵抗性の蛋白尿(顕性アルブミン尿)、腎機能低下、高血圧に対する治療の見直し、二次性高血圧の鑑別など。)
3) 保存期腎不全の管理、腎代替療法の導入。

原疾患に糖尿病がある場合

1) 腎臓内科医・専門医療機関の紹介基準に当てはまる場合で、原疾患に糖尿病がある場合にはさらに糖尿病専門医・専門医療機関への紹介を考慮する。
2) それ以外でも以下の場合には糖尿病専門医・専門医療機関への紹介を考慮する。
①糖尿病治療方針の決定に専門的知識(3か月以上の治療でもHbA1cの目標値に達しない、薬剤選択、食事運動療法指導など)を要する場合
②糖尿病合併症(網膜症、神経障害、冠動脈疾患、末梢動脈疾患など)発症のハイリスク者(血糖・血圧・脂質・体重等の難治例)である場合
③上記糖尿病合併症を発症している場合
なお、詳細は「糖尿病治療ガイド」を参照のこと。